

各指定居宅サービス事業所 管理者  
各指定居宅介護支援事業所 管理者  
各介護保険施設 施設長  
各地域密着型サービス事業所 管理者

様

福井県健康福祉部長寿福祉課長  
(公印省略)

令和6年度介護従事者（給与）実態調査について（依頼）

日ごろから、本県の高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県および県介護人材確保対策協議会（介護現場革新会議）では、県内の介護事業所における介護従事者の給与実態および労働実態を把握し、介護人材の確保に向けた対応方針を検討するための基礎資料を得ることを目的に、みだしの調査を毎年実施しています。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記によりご回答いただきますようお願いいたします。

なお、調査はサービスごとに行いますので、同一法人が複数の介護サービスを提供している場合、お手数をおかけしますが、介護サービスの種類ごとに調査票の作成をお願いします。（複数のサービスを兼務する場合など、回答が重複しないようご注意ください。）

記

- 1 提出期限 令和6年10月31日（木）
- 2 提出様式 別添の【法人名・サービス名・事業所名】調査票  
※【】内にサービス名と事業所名を入力し、ご提出ください。
- 3 提出方法 Eメール
- 4 提出先 福井県健康福祉部長寿福祉課  
メールアドレス：hokaisei@pref.fukui.lg.jp

【担当】

介護サービスグループ 富士  
(福井県介護人材確保対策協議会事務局)

調査対象サービス事業所  
(令和6年10月1日までに指定を受けた事業所)

介護サービスの種類		回答いただきたい質問事項
訪問サービス	訪問介護	問1～問9
	訪問入浴介護	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	夜間対応型訪問介護	
通所サービス	通所介護	
	通所リハビリテーション	
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護 ※1	
24時間型サービス	短期入所生活介護 ※2	
	短期入所療養介護 ※3	
	特定施設入居者生活介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型共同生活介護	
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	
施設サービス	介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
その他サービス	福祉用具貸与	問1、問2
	居宅介護支援	

※1 認知症対応型通所介護(併設型、共用型)は、併設事業所、共用事業所に含めて回答してください。

※2 短期入所生活介護(併設型)は、介護老人福祉施設に含めて回答してください。

※3 短期入所療養介護(併設型)は、介護老人保健施設に含めて回答してください。

## 介護従事者（給与）実態調査に係る用語説明

介護従事者	看護職員（保健師、准看護師を含む）、介護職員（訪問介護員、サービス提供責任者を含む）、生活相談員、支援相談員、機能訓練指導員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、介護支援専門員、福祉用具専門相談員のことをいう。事務職員、調理員、管理栄養士・栄養士、派遣職員、業務請負先の労働者は含まない。
常勤職員	原則として施設・事業所で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。施設・事業所の勤務時間数のすべてを勤務しているパートタイマーは、これに含まれる。ただし、1週間の所定労働時間が32時間を下回る場合は32時間を基本とし、所定労働時間以上勤務している者を「常勤職員」、その他を「非常勤職員」とする。
非常勤職員	常勤職員以外の従事者（他の施設・事業所にも勤務するなど収入および時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）をいう。1週間の所定労働時間が32時間を下回る場合は32時間を基本とし、所定労働時間以上勤務している者を「常勤職員」、その他を「非常勤職員」とする。
正規職員、 非正規職員	労働時間に関係なく雇用期間の定めのない者をいう。正規職員以外の者が非正規職員となる。雇用期間の定めのある契約社員などは非正規職員となる。
勤続年数	貴施設・事業所に雇用されてから調査年9月30日までに勤続した年数をいう。貴施設・事業所以前に同一法人の経営する事業所等に勤務していた場合は、そこでの勤続年数も含める。また、当該者の前職が、現職と異なる職種であっても、給与等を引き上げる際や処遇を決める際などに前職の勤続年数も考慮している場合は、前職の年数も現職の勤続年数に含める。
実労働時間	労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数および早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。
給与等	決まって支給する給与と一時金をまとめたものをいう。手取り額ではなく、所得税や社会保険料などを控除する前の額をさす。
決まって支給 する給与	貴施設・事業所・法人の労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与をいう。手取り額ではなく、所得税や社会保険料などを控除する前の額をさす。
基本給	決まって支給する給与のうち、手当（超過労働給与額を含む）を差し引いた額をいう。
手当	時間外手当などの超過労働給与額、および夜勤手当、家族手当、通勤手当、職務手当、資格手当などの諸手当のことをいう。
一時金	以下のいずれかに該当するものをいう。 ①労働協約、就業規則等によらず、一時的または特別な事由に基づき従事者に支払われた給与 ただし、以下に該当するものは含めない ・クラスター発生施設の支援等のため他施設に派遣された職員の派遣中の給与（貴施設・事業所が受入施設から受領し職員に支払った場合を含む） ②労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの ・夏冬の賞与、期末手当等の一時金 ・支給事由の発生が不定期なもの ・いわゆるベースアップの差額追給分